



令和 7 年 3 月 26 日

堺市長 永藤 英機 様

堺市議会議員及び市長の
倫理に関する調査
会長 田邊 邦



令和 6 年資産等報告書等に関する審査の結果について

令和 6 年資産等報告書等の審査結果について、堺市長の倫理に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和6年資産等報告書等に関する

意見書

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会

第 1 資産等報告書等の記入状況

審査を行なった報告者 49 人の資産項目ごとの記入状況は、次のとおりである。（単位：人）

資 産 項 目			記 入 あ り	該 当 な し
資 産 等 報 告 書	土地		2 5	2 4
	地上権又は土地の賃借権		4	4 5
	建物		2 6	2 3
	その他の不動産		1	4 8
	預金・貯金（当座・普通）		4 5	4
	預金・貯金（定期等）		1 5	3 4
	金銭信託		8	4 1
	有 価 証 券	国債証券	0	4 9
		地方債証券	0	4 9
		社債券	0	4 9
		株券	5	4 4
		その他	1	4 8
	自動車、船舶、航空機及び美術工芸品		2 2	2 7
	日常生活の用に供しているものを除く動産		6	4 3
	ゴルフ場利用に関する権利		2	4 7
	貸付金		7	4 2
	借入金		1 8	3 1
	現金		1 1	3 8
	その他の債権		3	4 6
	その他の債務		3	4 6
所 得 等 報 告 書	総 合 課 税	事業所得	2	4 6
		不動産所得	6	4 2
		利子所得	0	4 8
		配当所得	1	4 7
		給与所得	4 8	0
		雑所得	3	4 5
		譲渡所得	0	4 8
		一時所得	0	4 8
	分離課税に係る所得		5	4 3
	山林所得		0	4 8

資 産 項 目			記 入 あ り	該 当 な し
所 得 等 報 告 書	前 年 中 の 収 入	給与	4 8	0
		配当金	2	4 6
		利子	1	4 7
		賃貸料	5	4 3
		謝礼金	0	4 8
		その他	9	3 9
	贈与により取得した財産		0	4 8
	利益の供与		4 7	1
	もてなし		0	4 8
報 関 連 会 社 等 告 告 書	報酬のあるもの		4 8	0
	報酬のないもの		3 4	1 4
	公職を退いた後の雇用に関する契約その他取り決め		0	4 8
資 産 取 引 報 告 書	国債証券		0	4 8
	地方債証券		0	4 8
	社債券		0	4 8
	株券		0	4 8
	その他の有価証券		2	4 6
	先物商品		1	4 7
	不動産権益		5	4 3

※令和6年10月27日執行の堺市議会議員補欠選挙により選出された1名については、条例の規定により、資産等報告書のみを作成・提出しているため、資産等報告書とそれ以外の報告書における合計人数が異なっている。

第2 会 議 の 経 過

会議の開催年月日、開催場所及び審議等の概要は、次のとおりである。

	開催年月日	開催場所	審 議 等 の 概 要
第1回	令和6年8月5日	市役所本庁	資産等報告書等の審査依頼 会長・副会長の互選 資産等報告書等の書面審査（議員分）
第2回	令和6年11月7日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分、市長分）
第3回	令和7年1月16日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分） 令和6年資産等報告書等に関する意見書作成の審議

第3 審査

1 審査方法

原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとした。

(1) 書面審査

委員各自が、事前に資産等報告書等の記載事項について比較対照を行い、疑問点を抽出し、調査会にて疑問点を出し合う。

ア 単年度関連項目の比較対照

〔例〕 利子と預金

配当金と株式取引

賃貸料と不動産

その他（事業収入）と営業用不動産・動産

不動産と不動産権益

地位と給与

イ 過年度における資産等報告書等の同一項目の比較対照

(2) 文書による説明依頼

上記の疑問点について調査会が必要と認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。口頭質問に対して文書による回答はこれに準じる。

(3) 疎明資料の提出依頼

上記の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にそのことを裏付ける資料の提出を求める。

(4) 事情聴取

上記の説明及び提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記の説明及び提出に応じないときは、調査会に報告者本人の出席を求め、報告者に対し、委員が質問をする。

なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載する。

(5) 留意事項

資産等報告書等の審査において疑問点が生じ、文書による説明、疎明資料の提出又は事情聴取を求める場合は、客観的な根拠を示して行う。

(6) 市民調査請求に係る調査

市民調査請求に係る調査については、上記に定める審査方法（取扱いに関する細目を含む。）に準じて行う。

(7) 補足説明資料の取扱い

資産等報告書等の審査の便宜を目的として、調査会に対し報告義務者から自発的に提出された補足説明資料については、審査の参考とする。

2 書面審査及び文書による説明依頼について

資産等報告書等の審査の第1段階としての書面審査及び第2段階としての文書による説明依頼については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 審査順序

ア 審査は、資産等報告書等綴の前から順番に行うものとする。

イ 委員である議員の審査については、後回しとし、書面審査の最後に行うものとする。

(2) 委員である議員の審査

委員である議員は、自己の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

(3) 文書による説明依頼

表現方法及び公平の見地から必要な調整を加えたほうがよい場合は、書面審査終了後すべての報告者の指摘事項をまとめ説明依頼を行う。その必要がない場合は各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

なお、場合によっては文書による説明依頼に代えて、事務局を通じて報告者に対して口頭で照会し、その結果を事務局から報告させることができるものとする。

(4) 文書回答の審査

- ア 文書回答の審査の結果、必要と認めるときは、再度文書による説明を求めることができるものとする。
- イ 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。
- ウ 文書による説明に代えて出席説明を求めた場合は、書面審査終了後に出席説明の機会を与えるものとする。

(5) 委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合の審査

委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合、当該人の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

3 疎明資料の提出について

資産等報告書等の審査の第3段階としての疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 疎明資料は、次のようなものとする。ただし、これらは例示であって、それぞれの事案については、倫理調査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

- ア 無報酬証明書、給与支払証明書（収入関係）
- イ 取引内容証明書（有価証券関係）
- ウ 金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金・借入金関係）
- エ 預貯金残高証明書（預貯金関係）
- オ 登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）
- カ 住民票、戸籍謄（抄）本
- キ 確定申告書（控）

(2) 疎明資料の提出に際しては、再度文書による説明を求めることが適当であると認める場合は、疎明資料の提出に先だて、先に提出した説明書を補充するための又は異なった角度からの説明を求めるものとする。

(3) 条例上報告義務のない項目及び部分については、疎明資料の提出を求めないものとする。ただし、場合によっては、状況説明を求めることができる。

(4) 疎明資料の提出については、審査の第2段階である文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。

(5) 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、必要に応じ疑問の内容及びその資料を必要とする理由を説明するものとする。

(6) 疎明資料の提出及び提出された資料の公開に当たっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要な部分については、塗りつぶし等の措置をとるものとする。

(7) 疎明資料の提出に要した費用については、提出者の負担を軽減するための措置を別途検討するものとする。

第4 資産等報告書等に対する審査結果

報 告 者 名	審 査 結 果
1 萱野 孝弥 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
2 山崎 光 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
3 坂本千代子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 加藤 慎平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
5 中野 貴文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
6 白江 米一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
7 大西 公彦 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
8 兼城 剛 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
9 刈上 猛志 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
10 乾 友美 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
11 藤本 憲 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
12 林原 徹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
13 上野 充司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
14 藤井 載子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
15 西川 知己 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
16 伊豆丸精二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
17 札幌 泰司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
18 青谷 幸浩 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報 告 者 名	審 査 結 果
19 信 貴 良 太 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
20 西 川 良 平 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
21 小 野 伸 也 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
22 広 田 新 一 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
23 上 田 勝 人 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
24 西 哲 史 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
25 木 畑 匡 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
26 小 堀 清 次 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
27 森 田 晃 一 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
28 藤 本 幸 子 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
29 的 場 慎 一 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
30 西 田 浩 延 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
31 井 関 貴 史 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
32 上 村 太 一 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
33 三 宅 達 也 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
34 米 田 敏 文 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
35 池 尻 秀 樹 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし
36 野 里 文 盛 議 員	調査会の指摘による訂正事項なし

報 告 者 名	審 査 結 果
37 山口 典子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
38 西村 昭三 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
39 大西 耕治 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
40 田代 優子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
41 大林 健二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
42 田渕 和夫 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
43 宮本 恵子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
44 吉川 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
45 吉川 守 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
46 水ノ上成彰 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
47 長谷川俊英 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
48 松木 僚 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
49 永藤 英機 市長	調査会の指摘による訂正事項なし

第5 条例第10条の規定に基づく市民の調査請求
なし

第6 資産等報告書等の提出遅滞、虚偽報告又は調査に協力しなかった等
なし

第7 報告もれがあった者の氏名とその内容（報告順）

※詳細は市政情報センターか区役所情報コーナーに配架している資産等報告書等をご覧ください。

報告者名	報告もれがあった内容
永藤 英機	令和2年関連会社等報告書 2 報酬のないもの 別紙1
	令和3年関連会社等報告書 2 報酬のないもの 別紙1
	令和4年関連会社等報告書 2 報酬のないもの 別紙1
	令和5年関連会社等報告書 2 報酬のないもの 別紙1
上野 充司	令和6年所得等報告書 2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）
札幌 泰司	令和5年資産等報告書 6 金銭信託
	令和5年資産取引報告書 前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）
	令和6年資産等報告書 6 金銭信託
	令和6年資産取引報告書 前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）
坂本 千代子	令和5年関連会社等報告書 1 報酬のあるもの

第8 記入誤りがあった者の氏名とその内容（報告順）

※詳細は市政情報センターか区役所情報コーナーに配架している資産等報告書等をご覧ください。

報告者名	誤りがあった内容
萱野 孝弥	令和5年資産等報告書 1 1 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）
	令和5年資産等報告書 1 2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）
広田 新一	令和5年資産等報告書 8 本人が日常生活の用に供している自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。）

第9 付属意見等
なし

倫理調査会委員

会 長 田邊 邦裕 (市民選出)

副会長 西川 良平 (議会選出)

委 員 (※五十音順)

伊豆丸 精二 (議会選出)

伊藤 みどり (市民選出)

乾 友美 (議会選出)

今西 慕紅 (市民選出)

大槻 信之 (市民選出)

岡本 寛史 (市民選出)

加藤 慎平 (議会選出)

鎌苅 聖二 (市民選出)

田代 優子 (議会選出)

藤澤 綾香 (市民選出)

渕上 猛志 (議会選出)

意見書提出日

令和7年3月26日